

令和 8 年 5 月 2 1 日

都市建設常任委員協議会会議概要

委 員 長 渡 部 伸 広

副委員長 里 村 誠 悦

1 開催日時 令和8年5月21日（木曜日）午前9時57分～午前10時37分

2 開催場所 第4委員会室

3 報告事項

（1）令和8年第2回定例会提出予定案件

- ①専決処分の報告について
- ②専決処分の報告について
- ③専決処分の報告について
- ④専決処分の報告について
- ⑤専決処分の報告について
- ⑥専決処分の報告について
- ⑦専決処分の報告について

（2）その他

- ①事故の報告について
- ②事故の報告について
- ③事故の報告について
- ④事故の報告について
- ⑤合浦公園の施設被害について
- ⑥下水道管路の全国特別重点調査結果と今後の対応について
- ⑦「青森市自動車運送事業経営戦略（2021-2030）改定版（素案）」について
- ⑧青森市営バス乗務員の熱中症対策について

【挙手による報告】

- ①県道の除排雪に関する検証結果等について

○出席委員

委員長	渡部伸広	委員	木戸喜美男
副委員長	里村誠悦	委員	工藤健
委員	赤平勇人	委員	長谷川章悦
委員	中村美津緒	委員	花田明仁

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

企 業 局 長	舘 山 新	都市整備部参事	小 田 一 彦
都市整備部長	木 村 颯 希	都市整備部参事	熊 谷 直 之
都市整備部理事	土 岐 政 温	水 道 部 次 長	森 田 新
水 道 部 長	舘 山 公	水 道 部 次 長	川 上 連太郎
交 通 部 長	高 野 雅 子	交 通 部 次 長	佐々木 英 次
都市整備部次長	櫻 田 文 明	管 理 課 長	今 村 剛 志
都市整備部次長	福 士 秀 徳	関 係 課 長 等	

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	石 田 彩 美	議事調査課主査	増 田 勝 利
---------	---------	---------	---------

○渡部伸広委員長 ただいまから、都市建設常任委員協議会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

令和 8 年第 2 回定例会提出予定案件について報告を求めます。なお、質疑については、事前審査とならないようお願いいたします。

初めに、「専決処分の報告について」報告を求めます。都市整備部長。

○木村颯希都市整備部長 令和 8 年第 2 回市議会定例会に提出を予定しております事故の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分について、お手元に配付しております資料に基づき、御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

事故の発生は、令和 8 年 2 月 16 日、午後 4 時 15 分頃、青森市役所本庁舎駐車場内において、公用車を駐車する際、前方に駐車していた無人の民間車両に接触し、損傷させたものです。

賠償につきましては双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として 23 万 4509 円を負担することで合意し、合意内容について、令和 8 年 3 月 26 日に専決処分をし、同示談が成立しております。

なお、損害賠償については、市が加入している全国市有物件災害共済で対応しております。

専決処分の報告については以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「専決処分の報告について」は、関連する 3 件の専決処分について、一括で報告を求めます。都市整備部長。

○木村颯希都市整備部長 令和 8 年第 2 回定例会に提出を予定しております事故の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分 3 件について、お手元の資料に基づき、御説明申し上げます。

なお、今回の案件のうち資料 1 につきましては、本年 1 月の本常任委員協議会において、また、資料 2 及び資料 3 の 2 件については、本年 3 月の本常任委員会において、事故の報告をしたものであります。

資料 1 を御覧ください。

事故の発生は、令和 7 年 12 月 5 日金曜日、午前 9 時頃、市内堤町二丁目、道路幅員約 10 メートルの市道青柳松原線に道路幅員約 4 メートルの堤町二丁目 8 号線が交差する交差点内において、公園河川課職員が運転する公用車と一般車両が接触したものであります。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として 24 万 1846 円のうち、3 万 6277 円を負担することで合意し、合意内容について、令和 8 年 4 月 22 日に専決処分をし、同示談が成立しております。

なお、市が負担する損害賠償につきましては、市が加入しております全国市有物件災害共済会の自動車損害共済で対応しております。

続きまして、資料2を御覧ください。

事故の発生は、令和8年1月30日金曜日、午後4時頃、市道青柳松原線の勝田二丁目369番1付近において、平和公園の樹木に堆積していた雪が落下し、走行していた車両のフロントガラス及びガラスセンサーを損傷させたものであります。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費、代車費用及びレッカー作業料として48万1095円を負担することで合意し、合意内容について、令和8年3月25日に専決処分をし、同示談が成立しております。

続きまして、資料3を御覧ください。

事故の発生は、令和8年2月2日月曜日、午後6時30分頃、市道桜川3号線の桜川二丁目1番4付近において、長さ約2メートル、直径約10センチメートルの街路樹の枝が落下し、走行していた車両のボンネット及び助手席側ドア及びドアミラーピラーを損傷させたものであります。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として60万5627円を負担することで合意し、合意内容について、令和8年3月25日に専決処分をし、同示談が成立しております。

なお、資料2及び資料3の2件の損害賠償については、市が加入している道路賠償責任保険で対応しております。

報告は以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「専決処分の報告について」は、関連する3件の専決処分について、一括で報告を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 令和8年第2回定例会に提出を予定しております事故の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分3件について、お手元に配付しております資料に基づき、御説明いたします。

資料1を御覧ください。

事故の発生は、令和8年2月14日、午前10時30分頃に新町一丁目の青森駅東口広場のタクシー乗降場において、停車中の車両にシェルター屋根から落雪により車両ボンネットを損傷したものであります。

賠償については双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費及び代車費用として、17万9555円を負担することで合意し、合意内容について令和8年5月7日に専決処分をし、同示談が成立しております。

資料2を御覧ください。

事故の発生は、令和8年2月24日、午後7時30分頃に、新町野字菅谷の市道新

町野野木線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、車両の右側前輪タイヤを損傷したものです。

賠償については双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費、レッカー作業料及び文書料として5万4876円を負担することで合意し、合意内容について、令和8年4月28日に専決処分をし、同示談が成立しております。

資料3を御覧ください。

事故の発生は、令和8年3月30日、午前7時頃に、卸町の市道中央卸売市場1号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、車両のフロントバンパーを損傷したものです。

賠償については双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費及び文書料として6万888円を負担することで合意し、合意内容について、令和8年5月7日に専決処分をし、同示談が成立しております。

なお、損害賠償については、市が加入している保険で対応しております。

専決処分の御報告につきましては、以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、令和8年第2回定例会提出予定案件についての報告を終わります。

次に、その他の報告を求めます。

初めに、「事故の報告について」報告を求めます。都市整備部長。

○木村颯希都市整備部長 市道で発生した街路樹の枝接触事故について、お手元に配付しております資料に基づき、御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

事故の発生は、令和8年3月13日金曜日、午後8時10分頃、市道桜川1号線の桜川七丁目8番12付近において、走行中の車両が、道路上にせり出していた街路樹の枝に接触し、フロントバンパー及び助手席側後方ドア等を損傷したものであります。

今回の事故につきましては、幸いけが人はなく、市が加入している保険の引受会社と協議しながら、損害賠償について相手方と交渉中であります。

街路樹の管理につきましては、これまでも担当課職員による巡回パトロール等の際に、車道や歩道への支障の有無などを確認し、必要に応じて剪定や枝の回収を行ってきたところであります。

今回の事故を受けまして、当該事故が発生した市道桜川1号線の街路樹及びその周辺について改めて点検を行い、車道や歩道上の通行に支障となる枝等について、剪定及び回収作業を行ったところであります。

今後におきましても、街路樹の適切な維持管理に努めるとともに、事故の未然防止に努めてまいります。

報告は以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「事故の報告について」は、関連する３件の事故について、一括で報告を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 市道の破損等に起因して発生した事故３件につきまして、お手元に配付しております資料に基づき、御報告いたします。

資料１を御覧ください。

事故の発生は、令和８年４月１１日土曜日、午前１１時２１分頃に、岩渡字熊沢の市道滝内孫内線において、走行中の車両が道路の法面に自生していた木が強風により倒れていたところに接触し、フロントバンパーから左側フロントドアまでを損傷したものであります。

次に、資料２及び資料３を御覧ください。

事故の発生は、資料２が令和８年４月１８日土曜日の午前６時２５分頃に、資料３が令和８年４月２０日月曜日の午後７時３０分頃に、新城字平岡の市道新城平岡８号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、資料２が左側前輪タイヤを、資料３が左側前後輪タイヤをそれぞれ損傷したものであります。

資料２の事故通報から資料３の事故までの職員の対応について御説明いたします。

資料２の事故の通報日時は、４月２０日月曜日の午前１１時頃でありました。その後、午後２時頃に通報者立会いの下、事故現場の確認をしたところであります。道路補修担当におきましては、道路補修材の在庫確認をした上で、翌日４月２１日に当該現場の補修作業を行うスケジュールでありましたところ、資料３の事故が発生したものであります。

事故現場につきましては、事故の通報を受け、道路維持課職員がパトロールの上、応急補修をしたところであります。

なお、今回の事故については、幸いけが人はなく、市が加入している保険の引受会社と協議をしながら相手方と交渉中です。

これまでも、道路破損箇所早期発見・早期補修につきましては、道路維持課職員のパトロールや職員総パトロール制度により、適宜、実施体制を構築しているほか、市ホームページ上にて、広く市民の皆様に情報提供の御協力を呼びかけているところでありますが、今後とも、より迅速な対応を行い、事故の未然防止を図るよう努めてまいります。

事故の報告については、以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 同じ場所で、対応するまでにちょっと時間がかかったという話な

んですけども、すぐに穴埋めができないとしても、例えば、ここに穴があって、こういう損傷の事故といいますか、こういうことがありましたという注意を促すような看板なり何なりを立てることできるんじゃないかと思うんですけども、すぐに対応できない場合でも、そういった注意喚起の対応などをやっておけば、少しでも違うのかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○渡部伸広委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 状況を確認した上で、カラーコーンなどによる注意喚起が必要なケースにおいては、対応しておりました。

今回はちょっとそこを――当時の判断として、していなかったということであります。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 注意喚起を促すだけでも違うと思うので、そこを徹底していただければと思います。

以上です。

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 なければ、質疑はこれにて終了します。

次に、「合浦公園の施設被害について」報告を求めます。都市整備部長。

○木村颯希都市整備部長 合浦公園における施設被害について、お手元の資料に基づき、御説明申し上げます。

資料の1ページを御覧ください。

本事案が発見された日時は、令和8年4月26日日曜日の午前8時40分頃、被害場所については、合浦公園内の合浦亭北側女子トイレの窓ガラスであります。

資料の2ページを御覧ください。

状況の経過については、4月25日土曜日の午後3時頃、清掃作業員が当該トイレに行った際に異常は見られませんでした。翌26日日曜日の午前8時40分頃、清掃作業で行った際に窓ガラスの破損を発見し、指定管理者及び公園河川課職員へ報告があったものであります。

発生日時につきましては、清掃作業員が最後に異常がないことを確認した4月25日土曜日の午後3時頃から、窓ガラスの破損を確認した翌26日日曜日の午前8時40分頃までの間と考えております。

指定管理者及び公園河川課職員が現地を確認した際、トイレ内部にはコンクリート片が落ちており、窓ガラスの破損状況等から意図的な行為であると判断し、市は4月28日付で青森警察署に被害届を提出し、同日付で受理されております。

今回の事案を受けまして、市といたしましては、今後同様の事案が発生しないよう、青森警察署に対し、合浦公園内の巡回パトロール時に当該トイレ周辺についても巡回をしていただくよう協力を依頼したところであります。

また、指定管理者に対しては、日常巡回時に当該施設周辺の状況確認を行うとともに、異常を発見した場合は、速やかに公園河川課へ報告するよう指示しております。

報告は以上となります。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「下水道管路の全国特別重点調査結果と今後の対応について」報告を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 下水道管路の全国特別重点調査結果と今後の対応について御報告いたします。

この調査は、埼玉県八潮市の下水道管路の破損に起因する道路陥没事故を受けて、国からの要請で昨年、全国の自治体が実施したものです。

先月、当常任委員協議会当日に、この結果が国から公表されましたことから、同日、速報値として本市の調査結果を御報告いたしました。本日はその詳細について、御説明いたします。

資料1を御覧ください。

今回の調査では、管路の内部を潜行目視やテレビカメラ等による調査を実施し、腐食、たるみ、破損の項目ごとに設定された評価基準に基づき緊急度を判定しており、緊急度Ⅰの場合には原則1年以内に速やかな対策を実施すること、また、緊急度Ⅱの場合には応急措置と、5年以内の対策実施が求められています。

調査対象施設は、設置から30年以上経過し、管径が2メートル以上の下水道管路となっており、本市では、合流管と污水管、雨水管を合わせて1万7279メートルの対象管路を調査しております。このうち、緊急度Ⅰと判定された管が805メートル、緊急度Ⅱと判定された管が336メートルとなっております。

次に、今後の対応についてであります。緊急度Ⅰと判定された管路のうち合流管・污水管については、下水道管の内側へ更生材を巻き付ける工法等で管の強度を保つ管更生工事を、雨水管については、表面被覆・補強による断面修復工事を実施していくこととしております。

緊急度Ⅱと判定された管路についても、今後、表面被覆による断面修復工事を実施する予定としています。

対策が必要となる箇所等につきましては、資料2・3のとおりです。

なお、緊急度Ⅰ・Ⅱと判定された下水道管路については、空洞調査も実施するよう国から要請されておりまして、本市が緊急度判定を受けたのが2月であり、積雪期であったことから、雪による空洞調査の精度の影響を考慮し、今年度、空洞調査を実施することとしています。

水道部といたしましては、緊急度Ⅰ・Ⅱと判定された下水道管路について早急に

対策を講じるため、予算確保や発注に向けた設計など準備を急ぐとともに、引き続き適切な施設管理を行い、下水道の破損に起因する道路陥没事故等の未然防止に努めてまいります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、『青森市自動車運送事業経営戦略（2021－2030）改定版（素案）』について報告を求めます。交通部長。

○高野雅子交通部長 「青森市自動車運送事業経営戦略（2021-2030）改定（素案）」の概要について御報告いたします。

今般、「青森市自動車運送事業経営戦略（2021-2030）改定（素案）」がまとまりましたことから、その概要について御説明いたします。

資料①「青森市自動車運送事業経営戦略 改定（素案）の概要」を御覧ください。

まず、「1 青森市自動車運送事業経営戦略の見直し」についてですが、本経営戦略は、市民の足としてのバス交通を将来にわたって維持していくため、令和3年3月に策定したもので、自動車運送事業の経営方針や施策などを定めるものであります。

令和7年度が本経営戦略の中間年に当たるため、これまでの5年間の評価・検証を行い、併せて近年の社会情勢の変化や取組の進捗状況を踏まえ、見直しを行ったものであります。

次に、「2 施策の体系と取組状況」についてですが、4つの経営方針である「1 安全で信頼のあるサービスの提供」、「2 ニーズに対応したサービスの提供」、「3 効率的で持続可能性のある経営基盤の構築」、「4 市民に支えられる社会性の向上」に属する各施策を進めており、これらの過去5年間の取組を達成度に応じて評価したものであります。

次に、「3 決算状況」についてですが、実績は記載のとおりとなっており、新型コロナウイルス感染症の影響はあったものの、経営戦略に基づく経営改善に取り組むとともに一般会計からの支援を受けることにより、資金不足比率は計画どおり毎年度マイナス1ポイントを達成しております。

続いて、資料の右側を御覧ください。

次に、「4 現状と課題」についてですが、4つの経営方針のうち、取組の達成度が「C：やや困難」の評価となった「3 効率的で持続可能性のある経営基盤の構築」の「（3）民間活力の活用推進」、「（4）人材確保策の強化」については、交通部及び委託先におきましても乗務員不足となっていることなどを課題として認識しております。

これらのことを踏まえ、「5 見直しでの施策・取組の主な変更点」については、

新たな取組として経営方針の「2 ニーズに対応したサービスの提供」の「(1) 利用状況に応じたダイヤ編成」において、「⑤モビリティデータ等を活用したバスダイヤの最適化」や、「(2) ICT・DXを活用したサービス向上」において、「④自動点呼システムの活用」による安全性の向上や運行管理者の業務効率と労務負担の軽減に取り組むこととしております。

また、経営方針の「3 効率的で持続可能性のある経営基盤の構築」の「(1) 経費の抑制」におきまして、「①人件費の適正化」では、乗務員不足や物価高騰などを背景に、委託運行の推進が難しい状況であることから見直しを図るものであり、また、「③自動点呼システムの活用」は、経費の抑制にも資するため、再掲としております。

「(3) 民間活力の活用推進」における「①委託運行の推進」では、委託先におきましても乗務員不足が顕在化しており、積極的な委託運行の推進が難しい状況であることから、見直しを図るものです。

「(4) 人材確保策の強化」における「①新たな雇用形態の実施」では、安定した運行体制の構築に向けて、職員の募集の在り方について検討することとしており、また、「③自動点呼システムの活用」については、人材確保にも資するため、再掲としております。

詳細につきましては、資料②となりますので、後ほど御覧いただければと思います。

資料③を御覧ください。

今後の予定についてですけれども、明日から1か月間、わたしの意見提案制度——パブリックコメントを実施し、広く市民の皆様の御意見をいただき、その結果を踏まえ、令和8年6月に改定する予定としております。

説明は以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 まず、退職者不補充の継続ということなんですけれども、この退職者不補充を引き続き継続ということで、そもそも退職者不補充を続けていこうという根拠といいますか、理由を教えてください。

○渡部伸広委員長 交通部長。

○高野雅子交通部長 退職者不補充の件ですけれども、5の「見直しでの施策・取組の主な変更点」の中で、今回、3の「効率的で持続可能性のある経営基盤の構築」、そして、(4)の「人材確保策の強化」ということで、もともと退職者不補充の継続に対応するというのを下の赤の矢印で、その文言を修正しまして、効率的で安定した運行体制の構築に向け、職員の募集の在り方や有資格者の養成に関する取組の検討を進めるという内容に、こちらを変更したいということで考えております。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 だから、その方向性は変えないということだと思うんですけども、基本的に退職者不補充は続けていくということですよ。

○渡部伸広委員長 交通部長。

○高野雅子交通部長 退職者不補充につきましては、今後、これから職員の募集の在り方、それは正職員の採用や会計年度任用職員、こういった手法がいいのかということ、正職員の採用も含めて、乗務員の確保策を検討していきたいということになります。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 それで、その一方で、これまでの会計年度任用職員の採用に当たっては、下の段のところで、パートタイムでの雇い入れの実施も検討していくということなんですけれども、まず、これまでフルタイムで会計年度任用職員を募集していたと思うんですけども、応募者は結構来ているものなのか、大体でいいんですけれども、推移は分かりますか。

○渡部伸広委員長 交通部長。

○高野雅子交通部長 毎年度採用しておりまして、令和8年度で言えば5名ほど、令和7年度で言えば9名ほど採用させていただいたところであります。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 例えば、その際にパートタイムでもやりたいという声はあるんですか。つまり、パートタイムでやるから応募者はもっと増えるというイメージがあまり湧かないんです。バスの運転手は、短い時間でやりたい人はどうなのかなというのが、ちょっと思うところがありまして、ましてやパートタイムを増やしていても、結局は人数を増やしていかないと穴埋めにはなっていないんじゃないかと——総体的には——というように思うんですけども、その部分はどうなんでしょうか。

○渡部伸広委員長 交通部長。

○高野雅子交通部長 パートタイムの件ですけども、こちらはやはり、そういった働き方を希望する方もいらっしゃるって、実際にフルタイムではない、もう少し短い勤務を希望される方もいて、そういう採用をしているという現状もあります。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 分かりました。

いずれにしても、民間の人員不足がある中で、もう、委託、委託とやっても限界があるとも思いますし、やっぱり今回、採用の見直しということで、正職員も含めた検討を進めていくことは大事なことはと思いますので、例えば、自動車の二種免許の取得を補助しましょうなどということも必要になるかもしれないですし、そういうことも柔軟に考えて、人員不足を補っていければいいと思います。

以上です。

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市営バス乗務員の熱中症対策について」報告を求めます。交通部長。

○高野雅子交通部長 青森市営バス乗務員の熱中症対策につきまして、御説明いたします。

資料を御覧ください。

近年の気候変動による気温上昇を踏まえ、乗務員の熱中症を予防するための取組として、これまで停車中の水分補給や夏服の着用を実施してまいりましたが、これらに加え、青森市自動車運送事業自動車乗務員服務規程に定められております制帽の着用を、夏季において任意とすることといたしました。

実施期間は令和8年6月1日から10月31日までとし、実施に当たりましては、利用者の皆様へは、交通部ホームページへの掲載やバス車内での掲示により周知を行う予定としております。

また、感染症対策として実施してきたマスクの着用については、同年6月1日から通年で任意とすることといたしましたので、併せて利用者の皆様へ周知することとしております。

引き続き利用者の皆様には市営バスを安全・安心に御利用いただけるよう努めてまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

この際、ほかに理事者側から報告事項などはありませんか。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 前回、令和8年4月21日開催の本協議会におきまして、要請のありました今冬の県管理道路の除排雪の実施状況や検証結果などの情報を求める件につきまして御報告いたします。

本協議会での要請を踏まえ、5月1日に県管理道路の除排雪に関する資料等の提供について、文書で青森県道路課に依頼いたしました。

県からは、県道の除排雪の実施状況等に関する資料は膨大な量となるため、具体的な路線や日時などを特定してもらう必要があるとのことでありまして、GPSや作業日報など客観的データのサンプルであれば、県ホームページに掲載している「青森県の除排雪に関するQ&A」を参考にさせていただきたいとのことでありました。

また、県管理道路の除排雪の出動状況や資機材の稼働ルート、作業日報などを取りまとめている県の情報管理システムについては、外部への公表は差し控えることとされておりますが、本市の除排雪体制の検討の参考とするため、道路維持課内において一定期間、閲覧可能な環境を整えていただいております。

本市としましては、来シーズンに向けた除排雪の見直しにつなげるとともに、国・

県との連携強化を図りながら、市民の安全・安心を支える除排雪体制の構築に取り組んでまいります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。中村委員。

○中村美津緒委員 理事におきましては——理事とは言わないか——都市整備部道路維持課さんにおきましては、私たちの要望を早速県に伝えていただいて、ありがとうございます。

それに引き続いて、そのまま質疑よろしいですか。それともその他で……

○渡部伸広委員長 今の報告についての質疑だったらいいですよ。

○中村美津緒委員 それでは、その他で。

まず、お礼申し上げます。

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

ほかに理事者側からありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 そのほか、委員の皆さんから御意見等ありませんか。中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

都市整備部にお尋ねいたします。

先ほども申し上げましたが、県に対しての検証、ありがとうございます。

それで、質疑なんですけれども、あえて名前を出させていただきますけれども、木村淳司議員による除排雪問題に関するSNSの投稿について、市民の間のみならず、青森市を超えてでも、すごい大きな反響と混乱と、青森市、そして、青森市長に対しての攻撃的なSNSの投稿がやむことがないんですね。

その内容っていうのが、確認しますけれども、木村議員は、青森市から県に対しての、その報告することに対して4月30日が期限だったよと。それで、それ、提出しましたか、報告しましたかっていうのに対して、市はしていないっていう報告を受けたからっていう発信してるんですね。

でも、私は同じことを木村議員と日にちは違うかもしれませんが、県と市にちゃんと確認をしたら、まず事実として、その4月30日って、どこを遡っても一言も出てないんですよ。知事も言ってないんですよ。4月30日——4月末とは言いました。それで、この4月30日が期限っていうのは、県も市の認識も期限はないですよって言うてるんですよ。さらに、4月30日に市から県に対して報告はしていますし、それに対しても、県から市に対して再質問を行って、ちゃんと5月13日に市は県に対して、その回答をしてるんですよ。

しかも、県も市も、もう、毎週、毎日のようにやり取りをしていたと僕は報告を

受けてるんですけれども、木村議員はそういった発信を一切せずに、全くしなかった、やっていない、何をやっているんだっていう発信に——変な方向に行っちゃってるんですよ。

それで、改めて聞いたら、いや、そういった事実は県も市もないって言うので、これ、ちょっと事実確認、整理をしてほしいんですけれども、4月30日が提出期限だとか、その報告のやり取りについて、もうちょっとちゃんと整理をして、報告してもらいたいです。今ここで、はっきりと。

以上です。

○渡部伸広委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 今の御質疑に対してお答えいたします。

今冬の除排雪について、県から4月30日までに提出を求められた資料につきましては、担当の県道路課との協議・調整におきまして、4月1日の知事の記者会見で問いかけのありました除排雪が実際どのように行われていたのかなどについての検証でありまして、これにつきましては4月10日、17日、両日で行われました令和8年第1回青森市議会全員協議会の資料をもって、提出したものということで、認識を県と共有しております。

全員協議会におきまして提出した資料を踏まえて、4月16日の知事の記者会見におきましては、再検証と報告について、準備でき次第提出するように求めがありまして、県の担当課との協議・調整の上、4月30日に文書で回答を提出したところであります。

その本市からの回答に対しまして、県から確認のための質問がありましたので、5月13日に再度文書で回答をしております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

なので、4月30日はちゃんと提出してる、報告してるんですよ。なので、4月30日になされなかった、それを踏まえてゴールデンウィークに入ったとかっていう、誤ったんでなくて、これ、うその情報なんですよ。それがすごく混乱を招いているので。

それで、ここで1つ要望は、県も誤った情報だとか、うその情報に関しては毅然とSNS上で発信してるじゃないですか。なので、市もそういったことはやるべきだと思うんです。でないと、いまだにずっと続いているんですね。

それで、さらにいいですか——2つ目なんですけれども、さらに追い打ちをかけるように、今、住民監査請求が出されたじゃないですか。それで、この住民監査請求っていうのは、ある程度の——私たち議員というのは、携われるところがかなり限定されてまして、助言だとか提出の付添いに行ったりするぐらいのアドバイス程度なら許されるんですけれども、木村議員は、今回の第1回定例会の最終日でも補正

予算には賛成してるんですよ。

それで、今までもやり取りがあったにもかかわらず、この住民監査請求の中で業務成績評定で不可となった——評価された業者に対しての増額の支払い、これって駄目でしょうということと、契約書に定められた応援除雪の費用の請求を市が実施してないよね——これに対して住民監査請求してるんですよ。

なので、木村議員がアドバイス——助言をできるのであれば、こういった内容ですよって助言してから提出するのであれば、こう、何ていうんですかね——どういう立場でやってるのかっていうのが、ちょっと疑問に思っていますし——それで、ここで確認したいんですけれども、私たちが知らないそういう情報だとか、木村議員しか知らない情報があって、それを基に住民監査請求を出しているのか。私たちに説明していないようなものがほかにもあるのか。それ、ちょっとはっきり教えてもらいたい。

○渡部伸広委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 今の御質疑についてですけれども、全員協議会でもお話しておりましたが、市が特定の期間に行いました応援除雪の実施期間といいますのは、市が工区に対して、契約している現契約の通常精算の期間外とするということで時間単価、そして、実績時間に基づく特例精算方式、いわゆる時間単価を適用したということであります。

ということで、整理しました県による補助金の交付対象期間内となっております。作業の実績に応じて事業者への支払いを行うことになります。そのため、現契約書にあります第 13 条に規定する代替履行には該当せず、同条に基づく弁償請求権が発生するものではないという考えであります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 そうですよ。

なので、それ以上でもそれ以下でもなくて、説明を受けたとおりのことだから、それを説明して市民に納得させていただければよかっただけの話なんじゃないかなと私は思っていました。

なので、今回、木村議員の一連の発言というのはずっと続いているんですよ。それで、発信すれば発信するほど市や市長に対しての攻撃がすごいやっぱり今でも来ます。

これは議会運営委員会において、ガイドラインに係る検証が図れる内容であるので、これ、議会運営委員会に、もう、任せるしかないんですけれども、これ以上混乱とか、市民同士での対立も今、生んでしまってるので、それをエスカレートする前に行政としても、ちゃんとその毅然とした対応として SNS で発信していただきたいという要望をして、私の質疑を終わります。

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 なければ、以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。
これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)